

申27号



人事・賃金制度の見直しに関する 第2次説明交渉(医療)第12回目(その3)

確認事項

～詳細は交渉のポイントをご覧ください!～

◇第114項 役割手当の支給基準となる会社の指示する役割について

- ・C等級は主任という立場で職場を引っ張ってもらいたい。
- ・T等級は鉄道の統務職同様、管理者の補佐・補助をしながら、仕事づくり・人材育成・職場の活性化に取り組んでもらう。職場のフォアマンとして主任を束ねる役割も担う。
- ・S等級は、主体的に人材育成に取り組んでもらうことを見据えて配置している。

◇第115～117項 役割手当の支給額の根拠、扶養・職務・技能手当が併給されない根拠、基準内賃金とする根拠について

【一般職63項目回答】と同様の考え

- ・役割手当は、職責に対する役割を担い、課題に取り組むことで能力を発揮してもらうことに着目して支給していく。支給区分については、右表のとおり。
- ・各等級に基準額を設定し、平均的な扶養手当+職務手当+技能手当よりも増額となるように金額を決めている。また基準内賃金に入るため、不利益な扱いにはなっていない。仮に、扶養家族が多いなど、現行より不利益になる場合は、経過措置として現行の金額を保証する。
- ・課題を課すことが難しい場合や明確に課題を拒否する場合は役割手当は支給されないが、その場合、扶養手当・職務手当・技能手当は支給される。
- ・扶養手当が併給されないのはおかしいという意見は承知しているが、今回の提案は賃金のつくりを変えるものであり、より仕事を行ってもらうことを重視している。
- ・新制度導入後に上位等級に昇職した場合は、移行時の基準額でなく各等級の下限額が基準額となる。

(移行時の役割手当)

現行等級	B等級 (主任)	B等級	A等級	-
新制度等級	T	M	H	S
現行の第2師長など 移行後の基準額		45,000		
移行時の基準額	28,000	50,000		
地区担当看護師	35,000	50,000		
保健師	35,000	50,000		
助産師	35,000	50,000	50,000	40,000
臨床検査技師(血・尿)	35,000	50,000	55,000	45,000
診療放射線技師	35,000	50,000	65,000	55,000
手術室勤務の看護師	35,000	50,000		
看護学園講師	40,000	50,000		
特に指定する看護師長、 副医療技師長		55,000		
特に指定する副看護師長、 医療技師長		55,000		

(手術室勤務のT等級看護師は
3,500円に訂正がありました)

◇第118項 役割手当支給者に対する超勤の計算方法について

【一般職88項目回答】と同様の考え

- ・役割手当は、下式のとおり、1時間当り賃金額の計算に含めて算定し、途中で役割が変更になった場合の計算方法は現行と同様に日割り計算となる

$$1 \text{ 時間当り賃金額} = \frac{\text{基本給} + \text{都市手当} + \text{役割手当}}{149.9 \text{ (運転士の所定労働時間を基準とした JR 東日本の定数)}}$$